様式第6号(第5条関係)

給水協定書

　紀宝町水道事業管理者　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　(以下「乙」という。)は、乙が施行する当該事業に係る給水について、次のとおり協定する。

　(給水計画)

第1条　甲は、乙が施行する次の事業に係る給水について同意する。

　(1)　事業の名称

　(2)　所在地

　(3)　開発区域面積　　　　　　　　　　m2

　(4)　区画数　　　　　　　　　　区画

　(給水施設)

第2条　乙は、当該開発区域の給水施設及び給水工事を実施するにあたっては、紀宝町水道事業指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する法令を遵守するものとする。

　(給水方法)

第3条　乙は、甲の所有する水道施設(　　　　　既設配水管φ　　　　mm)からφ　　　mm給水管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

　(実施設計)

第4条　乙は、前条の給水施設の実施設計にあたっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

　(給水施設工事の着手)

第5条　当該事業の給水施設工事は、設計図面及び工事着手届、工程表、使用材料承認願いを提出しなければならない。

　(工事の監督及び検査)

第6条　甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定めなければならない。乙は、甲が定めた甲の監督員に従い誠実に施工しなければならない。

2　乙は、工事が完成した場合には、すみやかに甲に完成届を提出し、工事の検査をうけなければならない。甲は、当該事業の給水施設工事の完成届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

　(給水施設の移管)

第7条　乙は、当該事業の給水施設のうち、前条の検査に合格した公道内に設置した給水施設を甲に移管するものとする。

　(給水開始時期)

第8条　甲は、当該事業の給水について、第6条第2項の工事検査が終了した日から給水を開始する。

　(瑕疵担保)

第9条　乙は、甲に給水施設を移管した日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、工事目的物の瑕疵担保する責めを負う。

　(1)　石造、土造、金属造、コンクリート造、及びこれらに類するものによる建物、その他土地の工作物又は地盤の瑕疵…………………………………2年

　(協定書の効力)

第10条　本協定は、締結の日から2カ年以内に給水施設工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

　(補足)

第11条　本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

　本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各々1通を保有するものとする。

　　　年　　　月　　　日

甲：　　　　　　　　　　印

乙：　　　　　　　　　　印